

# 石川県公報

平成 29 年 6 月 22 日 (木曜日)

号 外

(第 46 号)

## 目 次

選挙管理委員会  
○中能登町長選挙及び中能登町議会議員補欠選挙における選挙及び当選の効力に関する審査申立てに関する裁決

1

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第46号

石川県鹿島郡中能登町小竹工部136番地家田万理子及び家田徹から提起された平成29年3月19日執行の中能登町長選挙及び中能登町議会議員補欠選挙における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて、平成29年6月20日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

平成29年6月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

裁 決 書

石川県鹿島郡中能登町小竹工部136番地  
審査申立人 家田 万理子 (79歳)  
家田 徹 (75歳)

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成29年5月1日付けで提起された平成29年3月19日執行の中能登町長選挙（以下「本件町長選挙」という。）及び中能登町議会議員補欠選挙（以下「本件議会議員補欠選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てをいずれも棄却する。

#### 第1 審査申立ての要旨

申立人は、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙について、平成29年3月31日付けで中能登町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は同年4月17日、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、申立人は、この決定を不服として、原決定を取り消し、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙の無効並びに本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙の当選人の当選が無効である旨の裁決を求める、というものである。

その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

- 本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙は、憲法、公職選挙法、地方自治法、地方公務員法等に明記された条文を遵守せず、不当且つ違法に行われた。
- 町委員会は、申立人に対し3月15日に印刷が完成したとされる選挙公報の配布、投票所の徹底を不当に遅滞させ、投票日以降に配布したものもあるほか、期日前投票の選挙人に対して、選挙公報の周知徹底をほとんど行わなかった。また、マスコミによる報道では、本件議会議員補欠選挙の立候補者の公約等は取り上げられなかった。
- 町委員会は、交通の便の悪い場所に、長期間投票所を設置し、交通弱者等の投票を阻害した。従来は、交通の便の良い小学校、役場等であった。
- 町委員会は、警察と連携をはかり、選挙違反を是正し、厳正公正に取り締まり、処罰を実行することを怠った。

また、区町会長組織を悪用し、当選人を組織的に支持させ、事前に投票を誘導した。

- 5 本件町長選挙の当選人は、区町会長等役員に対して、毎年 1 人10万円に及ぶ観光地等の視察旅行にかかる経費を税金で支払うことにより、買収し、町長選挙を長期間無投票とした。
- 6 申立人は、選挙公報を期日遅れの郵送で受け取っている。
- 7 選挙公報は公職選挙法第170条において、「各世帯に選挙の期日前 2 日までに配布するものとする」と明記されているにもかかわらず、町の規則では投票日 1 日前の配布としている。
- 8 憲法、刑法、地方自治法、地方公務員法等の違反を重ねる当委員会、町委員会、警察署は選挙に関する違法行為の取締を長期間放棄した。
- 9 本件町長選挙の当選人における腕章のない50人近くの運動員は、有権者宅を個別訪問しながら、隊伍を組んで膨大な音声で連呼していたほか、数台の選挙カー随行車両で違反の選挙運動を重ねた。また、七尾署は申立人の110番通報を放置した。
- 10 本件町長選挙の当選人は、本件議会議員補欠選挙の当選人尾田良一に対して、選挙支援の檄文を告示前に送り、相互の当選を組織的に図った。また、町政報告会等を開催して、事前運動を多大に行った。

なお、申立人のその他の主張は、いずれも本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙に関するものではないことは明らかであり、審理の対象から除外した。

## 第 2 裁決の理由

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものとして認め、これを受理し、関係機関に書類の提出を求め、また必要事項の照会を行い、慎重に審理を行った。

ところで、本件申立ては、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙の無効及び当選人の当選の無効を主張するものであるが、当選の効力に関する争訟は、選挙の有効を前提とするものであるため、まず、選挙の効力について判断し、その理由を認容することができないときに、更に当選の効力について判断することとする。

### 1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第 1 項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年 2 月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（最高裁判所昭和29年 9 月24日判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

#### (1) 申立理由の 1、4 前段並びに 8 について

申立人は、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙に関し、憲法等の違反があったことを理由として、選挙の無効を主張しているものと認められるが、これらの事実を裏付ける具体的な根拠が示されていないうえ、当委員会の調査によっても、申立人が主張するような選挙犯罪等により、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく損なわれたという事実があったと認めることはできなかった。

また、仮に申立人が主張するような事実が存在するとしても、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙の結果について異なった結果が生ずるおそれがあったとは認められない。

#### (2) 申立理由の 2、6 並びに 7 について

当委員会が申立人の主張につき、関係機関へ照会した結果、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙の選挙公

報の配布状況について、以下のような事実が確認された。

(ア) 配布期間

平成29年3月15日から3月17日までの3日間

(イ) 配布部数

区長、自治会長、町内会長から各世帯へ配布 6,254部  
個別郵送配布 5部

(ウ) 配布方法

- ・区長、自治会長、町内会長から各世帯へ配布
- ・個別郵送配布
- ・中能登町各庁舎窓口及び公民館施設における配布
- ・未配布の通報に基づく個別配布

申立人は、町委員会が選挙公報の配布、投票所の徹底を不当に遅滞させたほか、期日前投票の選挙人に対して、選挙公報の周知徹底をほとんど行わなかったと主張している。

上記照会結果によれば、町委員会は期日前投票の開始日である3月15日から3日間で、区長、自治会長、町内会長を通じて、各世帯に届けているほか、特別な事情がある選挙人には、個別に郵送するといった手段を講じている。さらに、中能登町各庁舎窓口及び公民館施設における配布や、未配布の通報があった場合、個別に配布するなどの補完的措置も取っている。また、投票所の徹底については、町委員会が選挙公報や広報なかの3月号に掲載することによって行っている。よって、申立人の主張を認めることはできない。

なお、町委員会によれば、申立人に対しては、3月15日に自宅へ個別郵送しているほか、申立人本人が選挙期日前日である3月18日に中能登町鳥屋庁舎に設置してあった選挙公報を持って帰っているとのことである。

次に、申立人は、選挙公報は法第170条において、各世帯に選挙期日前2日までに配布するものとされているにもかかわらず、中能登町の規則では選挙期日の1日前の配布としている旨主張する。

しかしながら、法第170条は、法第167条第1項及び第2項に規定している衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に関する選挙公報の配布期限を規定しているのであって、その他の選挙については、法第172条の2の規定により、その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、条例で定めるところにより任意に発行できることとなっている。よって、町委員会が、条例で配布期限を選挙期日の1日前と規定したからといって、「選挙の規定に違反する」とは認められない。

(3) 申立理由の3について

申立人は、町委員会が交通の便が悪い場所に長期間投票所を設置して、交通弱者等の投票を阻害したと主張するが、そもそも投票所は法第39条において、「市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」とのみ規定されており、法令に基づき正当に投票所が指定された以上、適当か不適当かを論ずるのは格別、選挙の規定に違反すると判断することはできない。

そもそも、中能登町内の各投票所は、交通の便が悪い山岳部を避け、選挙人が利用しやすい平野部の幹線道路沿いに設置されており、何ら交通弱者等の投票を阻害しているものではない。加えて平成21年から現在に至るまで、投票所の変更はしておらず、既に複数回の選挙を現在の各投票所で実施していることから、町内の選挙人にも浸透している。

(4) 申立理由の4後段、5、9並びに10について

申立人は、本件町長選挙の当選人が、買収等の選挙犯罪を行ったことを理由として、選挙の無効を主張しているものと認められるが、これらの事実を裏付ける具体的な根拠が示されていないうえ、当委員会の調査によっても申立人が主張するような特段の事実が確認されなかった。

以上のとおり、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙を無効とする理由はなく、申立人の主張を容認することはできない。

2 当選の効力について

当委員会は、前記1により、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙を無効とする申立人の主張を容認しないことから、選挙が有効に行われたことを前提として当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違

法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とされている。

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されているところであるが、申立人の主張する各種の違反行為は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

また、申立人は本件町長選挙の当選人が、区町会長等役員に対し、観光地等の視察旅行にかかる経費を税金で支払うことで、買収したため当選無効とすると主張しているが、「候補者が違法な選挙運動を行っても、そのために刑に処せられない以上、その者の当選が無効となるものではない。したがって、当選無効訴訟において当選人が選挙犯罪に該当する行為をしたか否かを審理判断してこれを理由にその当選を無効とすることはできないものである」(仙台高等裁判所平成3年12月26日判決)と判示されている。

したがって、申立人の主張には理由がない。

以上のことから、本件町長選挙及び本件議会議員補欠選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関する申立人の主張について、いずれも認めることができない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成29年6月20日

石川県選挙管理委員会

委員長 坂 井 美 紀 夫